

5 集落営農

【解説】

ここでは、「集落営農実態調査」結果を収録した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

(2) 調査期日

令和2年2月1日現在

(3) 調査方法

地方統計組織から調査対象に対して調査資材を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、電子メール、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

集落営農

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として注1)農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意注2)の下に実施される営農をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること（例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合も含む。）。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

- ①農業用機械の所有のみを共同で行う取組
- ②栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

農業集落

「第1 農業の部 4 農業集落」の項（127ページ）を参照